

議案第54号

大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条中「認めたときは」を「認めるときは」に改め、同条を第13条とする。

第10条第2項ただし書中「認めたときは」を「認めるときは」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第4条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 ふるさと物産センターの管理は、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務等）

第5条 前条の規定により指定管理者にふるさと物産センターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) ふるさと物産センターの施設の管理及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、ふるさと物産センターに関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 前項に規定する場合において、第6条、第7条、第9条から第11条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。